

平成28年度

府中市青少年健全育成基本方針

府中市青少年問題協議会
府 中 市

青少年が、希望に満ち充実した日々を送り、笑顔たやさず心身ともに健やかに、たくましく成長していくためには、青少年自らが社会性を身につけるとともに、個性を発揮し、人として大きく成長することができる環境や条件を、家庭、学校、地域社会が連携して整備する必要があります。

しかしながら、近年、先行き不透明な社会情勢に加え、地域コミュニティの希薄化が進み、「少年非行問題」や「いじめ問題」、また、「児童虐待」、「児童ポルノ」に代表されるように子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しています。

さらには、インターネットや従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、違法・有害な情報の氾濫やそれらの情報へ青少年が接触する危険性が更に増大するなど、青少年を取り巻く社会環境は時代の変化に伴い大きく変わり、大変深刻な状況にあるといわざるを得ません。

また、少子化や核家族化及びインターネットの普及等、子育て環境の変化に伴い、青少年の健全育成の基盤である家庭においても、放任、過保護、過干渉、家庭内コミュニケーションの減少などが問題点として指摘されています。こうした事象とあいまって、青少年自らにおいても、友人関係を築けない、地域社会に溶け込めないなど、社会生活からの孤立化・孤独化が懸念されています。

こうした状況は、「非行の低年齢化」・「不登校」・「ひきこもり」・「いじめ」・「薬物依存」・「性問題の低年齢化」、さらには、「児童虐待」をはじめとする子どもが被害者となる犯罪等につながる恐れがあります。

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化していく中で、青少年の自立心・社会性を育むことの重要性を再認識し諸活動を推進していくとともに、第6次府中市総合計画に掲げた「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を実現するため、平成28年度の青少年健全育成基本方針として、「心のかよう温かな家庭づくりの推進」及び「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」など5つの重点目標を掲げ、関係機関が相互に密接な連携を図り、次のとおり諸施策を推進するものとします。

(重点目標)

- 1 心のかよう温かな家庭づくりの推進
- 2 地域活動への参画と地域社会との交流の促進
- 3 豊かな創造性と情操の育成
- 4 相談指導体制の充実
- 5 地域の社会環境浄化と安全確保の推進

1 心のかよう温かな家庭づくりの推進

家庭は、青少年にとって、最も基本的で重要な人間形成の場であり、家族とのかかわりを通じて成長しながら、生活習慣や基本的な社会規範を身につける場です。

また、心を落ち着かせることのできる安らぎとくつろぎの場でもあります。

しかし、近年の急激な社会変化は、家庭にも様々な影響をもたらしています。

保護者の就労形態の多様化などにより、親子がふれあう精神的余裕や時間は減少しています。

また、少子化が進む一方で、親の養育力や監護責任の希薄化が青少年の社会性の発達に与える影響が大きいと言われていています。

このような中では、「家族のふれあい」や「家庭での適切な養育」の重要性を親が十分に自覚し、対話や会話を豊かにして家族の心の絆を深めることが大切です。

そこで、家族がふれあいを持てる機会の拡充に努めるとともに、家庭教育の重要性の啓発に努めます。

<主な施策>

(1) 「家庭の大切さ」の啓発

親と子の対話や会話のある心の通う家庭を築くため、家庭が果たす役割の大切さを各種講話や事業等により啓発します。

また、地域の様々な広報媒体を活用し、各種行事等への参加を促進します。

(2) 「家庭の日」事業の推進

家庭が「憩いの場・だんらんの間・学びの間」となるように、「家庭の日」事業を推進し、親子が一緒に話し合い、行動できる機会を増やし、家族の絆を深める機会の充実に努めます。

(3) 「家庭教育支援」の充実

全ての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭における子どもへの接し方等に関する「家庭教育学級」等の講座を実施するとともに、家族で参加できる公民館事業等を開催して家庭教育を支援し、地域と連携して子どもたちの健全な成長を図ります。

(4) 「親子がふれあう機会」の提供

子育てひろば、親子スポーツ大会、自然体験活動、昔の遊びなどを通じて、親子がふれあえる機会を提供します。

2 地域活動への参画と地域社会との交流の促進

地域活動への参加や世代を超えた様々な人々との交流は、青少年の協調性や主体性を培い、他人への優しさや思いやりの心を育てます。

しかし、青少年の現状は、塾や習いごと、さらに、電子ゲーム等に興じることなどにより、兄弟姉妹や同世代の子どもとふれあう時間が減少し、また、少子化・核家族化により地域との絆の弱体化が進み、世代を超えた様々な人々との交流の機会や地域社会との関わりも希薄になっています。

このような中で、地域の結びつきを視点においた様々な取組が求められます。特に地域の行事には、企画段階から青少年が参画して、地域社会の一員としての自覚を深めさせることが望まれています。

近年、青少年のボランティア活動に対する関心が高まる傾向にあると言われ、その若い力が期待されています。

そこで、ボランティア活動や各種社会活動、地域で実施されるスポーツや文化活動等への積極的な参加と異年齢との交流を通して、家庭から地域へと交流の輪を広げ、青少年が豊かな人間関係の中で自立心や公共心を身につけられるよう、その支援と環境づくりに努めます。

<主な施策>

(1) 地域活動への参加の促進

青少年が地域の人々と一緒になって行う「地域清掃」等のボランティア活動や地域活動、各種の体験活動を通じて、地域の一員としての自覚を高め、奉仕の精神や社会規範の向上を図ります。

(2) 世代を超えた様々な人々との交流機会の拡充

青少年対策地区委員会が実施する地域事業や子ども会活動のほか、市内各所で実施される様々な事業への積極的な参加を呼びかけ、青少年に世代を超えた様々な人々との交流を持つ機会や場の拡充に努めます。

(3) 地域ボランティアとの連携による居場所づくり

地域ボランティア等と連携して、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、子どもに最も身近な学校施設を活用し、地域で健やかな子どもを育む環境を充実させるとともに、異年齢集団による様々な体験活動、学習を通じて子どもの自主性・社会性等の育成に努めます。

また、青少年が主体的に関われる居場所を確保するとともに、協調性、主体性等の向上に努めます。

(4) 職場体験学習の実施

青少年が人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うとともに、望ましい職業観・勤労観を形成し、主体的な進路選択ができるよう、中学校全校で職場体験学習を実施します。

(5) 各種スポーツ活動等による交流の促進

各種スポーツ活動や子ども対象のイベントを通じて、健康の増進や仲間づくりなど、地域の中で子ども同士、あるいは大人との交流を図ります。

3 豊かな創造性と情操の育成

青少年は、遊びや様々な体験を通じて、工夫する力や自ら考えて行動する力を伸ばし、仲間との交流を通じて、他人への思いやり等を育てていきます。

しかし、自由に遊ぶことのできる環境や、地域の中で仲間を作って行動する機会が減少し、心の糧になるような体験や交流を得ることが難しくなっています。

善悪の判断・思いやり等の欠如は、現代の青少年の重大な問題となっている自己中心的で攻撃的な行動に深く影響し、いじめ問題にもつながっているとされています。

青少年が様々な体験を通じて、自制心や自律心を養いつつ、未来に向かって自分の可能性を開花させていくことができるよう、また、他人を思いやる気持ちの醸成ができるよう、地域を基点にした青少年の活動グループを支援するとともに、感動体験の場・交流の場づくりを推進します。

<主な施策>

(1) 文化センターを中心とした体験・交流の場づくり

文化センターの児童館を中心として、年間を通じて絵画、料理、ダンス等のサークル活動や創作教室を開催するとともに、児童館の指導員による工作・軽スポーツ指導等を通じて子ども同士がふれあえるよう努めます。

(2) 芸術・図書にふれる機会の提供

感動体験を深め、豊かな情操を育てるため、地域活動を通じた音楽会、映画会を開催します。また、美術鑑賞教室及びワークショップ、親子向け展覧会による美術体験の機会を設けるほか、絵本の読み聞かせ等のお話し会やブックトーク事業等を開催します。

(3) 音楽活動を通じた青少年の健全育成及び交流機会の充実

学区や学年を超えた青少年が音楽団体の活動を通じて、協調性や表現力を培うとともに、成果発表の充実感などを得ることができるよう、青少年の交流機会の促進と音楽活動への参加機会の充実を図ります。

(4) ふるさと文化にふれる機会の提供

郷土学習によって身近な史跡について学び、歴史と伝統あるまち府中に対する認識を深め、また、青少年自らが府中のふるさと文化の継承者としての役割を担うことにより、府中で育った誇りを持てるよう、市の文化施設等を活用するほか、郷土学習や行事を体験できる機会の充実を図ります。

また、郷土の森博物館等を教育資源として活用し、ふるさと文化にふれる機会を提供します。

(5) 国際交流の促進

青少年が、諸外国の多様な文化や価値観にふれ、国際感覚や広い視野を培うことができるように、友好都市との交流の促進や在住外国人との交流を深める中で、国際理解の場を提供するとともに、海外の青少年たちとの交流を図ります。

(6) 自然体験の機会の提供と支援体制づくり

青少年が身近な自然環境の中で、自然体験や自然とのふれあいを通して、自然環境の豊かさや大切さを実感することにより、青少年の主体的、創造的な活動を促進します。

また、地域の様々な関係団体等が連携して、青少年の自然体験活動を支援する体制をつくります。

4 相談指導体制の充実

核家族化や少子化が進む一方、塾通いや習いごとに追われ、電子ゲーム等に興じるなど、青少年は、家族や友人との交流の機会が減少しています。また、家族以外の大人との交流の機会も減少し、他者との協調性が育ちにくい状況にあります。

この結果、良好な人間関係を保つことができずに、自分の居場所を見つけられなかったり、自信を失ったりして挫折してしまう青少年が増えつつあり、それが原因で「不登校」や「ひきこもり」、「精神的不安」にまで陥ってしまうケースもあります。

また、保護者の中には、子育てに自信が持てなかったり、悩みがあっても相談相手がないなど、閉ざされた家庭の中で不安を抱きながら、子育てに孤独感を感じ、時には、「児童虐待」にまで発展してしまうこともあります。

このような状況を踏まえ、悩みをもつ青少年や保護者が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実させるとともに、市民に対して相談機関の周知を図ります。

<主な施策>

(1) 関係機関との連携強化

いじめ、児童虐待、青少年の自立などの相談に対して、早期の段階から適切な指導、助言ができるよう、学校、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター「たち」等の関係機関との情報連携と行動連携を一層緊密にし、相談指導体制等の拡充を図ります。

(2) 保護者に対する相談機関の周知及び機能の充実

身近に相談する相手がなく、子育てや家庭内の問題等に悩みを抱えている保護者に対して、「子育て相談」、「母子相談」、「教育相談」、「人権身の上相談」等の相談に応じる機関と機会を広く周知していきます。

また、子ども家庭支援センター「たち」の「子どもと家庭の総合相談」機能の充実を図ります。

(3) 青少年に対する相談機関の周知

青少年健全育成情報紙「けやきち通信」で青少年の様々な悩みに対する相談機関を紹介し、相談機関にいつでも相談するように呼びかけるほか、相談窓口PR用配布物を作成し広く周知します。

(4) 若者自立支援体制の構築

不登校やひきこもり、ニート等状態にある若者及びその保護者に対する支援として、ひきこもり等に関する専門的な知識を有するNPO等と連携し、総合的な相談窓口を設置するとともに、定期的にセミナー等を開催し就学や就労につなげるための機会を提供します。

また、関係機関とのネットワークを構築し、今後、「子ども・若者支援地域協議会」の設置をめざすほか、「子ども・若者育成支援推進法」や「東京都子ども・若者計画」を踏まえ、市独自の方針を検討します。

(5) 地域、家庭との連携による食育の推進

食を通して豊かな心を形成していくために食育の推進に努め、健康な食生活やアレルギー食等、子どもの食に関する情報を提供します。

また、ふれあい給食、交流給食を通じて、青少年が高齢者や就学前の幼児と交流する機会を設けるほか、親子ふれあい農園等により食の生産・収穫体験の場を設けるなどし、食育を通じて健康に対する知識や意識啓発、環境づくりに取り組んでいきます。

(6) 特別支援教育の推進

特別に支援が必要な児童・生徒の豊かな将来を育むために、一人一人の特別な教育ニーズを把握し、能力を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う基礎的な環境づくりや個に応じた合理的配慮を行います。

5 地域の社会環境浄化と安全確保の推進

地域社会は、青少年にとって、家庭や学校とともに、青少年の成長過程において大きな影響を与えます。

現代社会では、青少年でも容易にあらゆる情報を入手することができるようになってきました。

このことに伴い、スマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴うインターネット上のトラブル、また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイト等のコミュニティサイトやスマートフォンのアプリケーションに起因する犯罪被害の多発、さらには、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶をはじめとする子どもの性を売り物とした新たな営業形態の出現など、心身ともに未熟である青少年にとって好ましくない状況が多く存在しています。

また、インターネットの普及により、青少年が大麻・覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物を安易に入手し乱用することも懸念されています。

このような状況に対応するため、地域社会において、青少年対策地区委員会や学校、PTA、警察等の関係機関と連携を取り、また、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進し、各種事業者等にも協力を求めながら、青少年が安心して明るい生活を送り、健やかに成長することができる地域の社会環境浄化活動に努めます。

<主な施策>

(1) 子どもの安全確保

子どもを犯罪から守るため、学校、PTA、保護者、地域等の協力を得て「子ども緊急避難の家」制度を拡充していくとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を図り、子ども自身が危険を回避できる能力を高めるためのセーフティ教室等を開催し、子どもの安全確保に努めます。

また、地域の環境浄化を推進するため、青少年対策地区委員会等による地域パトロール、水辺パトロール、危険箇所点検等を行い、犯罪の抑止と良好な環境づくりに一層努めるとともに、「放課後子ども見守りボランティア」をはじめとした子どもの安全を見守る制度や、「保護者による朝の見送り活

動」等を拡充し、その活動を広く周知して、地域社会で子どもの見守りを支援します。

さらに、いじめや、児童虐待、薬物乱用等の事件に結びつく事案などについては、警察をはじめとした関係機関が相互に積極的な情報の共有化を図り、早期から連携を密にして、子どもの安全確保について強化を図ります。

(2) 薬物乱用や非行の防止の啓発

青少年の「喫煙」や「薬物乱用」及び「危険ドラッグの使用」、「万引き」等の事案に対し、学校、地域、家庭、警察等の関係機関と連携を図り、薬物乱用防止教室等のあらゆる機会を利用して呼びかけや、パンフレットを配布するなど啓発を図ります。

さらに、家庭・学校・地域ぐるみの生活指導を通じ、深夜はいかい等の不良行為や非行の防止に努めます。

(3) いじめの未然防止と早期対応

学校、地域、家庭、警察等の関係機関等が一体となり、日頃から児童生徒の状況を把握し、いじめの兆候を見逃すことなく、迅速かつ適切な対応を行います。さらに、府中市いじめ防止基本方針に基づいた、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため一層の取り組みを推進します。

(4) 児童虐待防止のための啓発

重大な児童虐待が起きることのないよう、学校、地域、家庭、警察、児童相談所及び子ども家庭支援センター「たち」などの関係機関が連携をとり、あらゆる機会を利用して児童虐待防止の啓発活動及び相談活動を行います。

(5) 社会環境浄化のための調査・啓発

東京都及び東京都青少年健全育成協力員と連携し、コンビニエンスストア・書店・ビデオ店等に対し、不健全図書類の青少年への販売等の自粛や区分陳列について協力を求めます。

また、青少年が児童買春、児童ポルノ等の被害にあわないよう警察等の関係機関と連携し啓発を行います。

(6) 事業者との連携

青少年の規範意識を高めるとともに、より良い環境の構築を目的として、青少年が頻繁に利用するコンビニエンスストア、書店、ゲームセンター、カラオケボックス等の事業者に対し、「青少年健全育成協力店」指定制度を拡充して、青少年の深夜のたまり場とならないような一声運動、未成年者に対する酒・煙

草等の販売禁止、区分陳列の実施による有害図書の閲覧、販売の自粛及び未成年者が使用する携帯電話等へのフィルタリングサービスの徹底などについて、事業者の理解と協力をより一層強く求めていきます。

また、青少年健全育成協力店指定制度連絡会を通じて、事業者や関係団体及び関係諸機関の相互の連絡、調整を図り、施策の充実に努めます。

(7) 交通事故防止のための啓発

自転車による交通事故が多発していることから、ヘルメットの着用を呼びかけるとともに、青少年が被害者にも加害者にもならないよう、正しい知識と技能向上のための自転車安全教室やスケアード・ストレイト方式による交通安全教室、自転車競技大会などを開催して、交通事故防止の啓発を行います。

さらには、歩行中や自転車運転中のスマートフォンの使用、いわゆる「ながらスマホ」等の危険性やマナーについての啓発を図ります。

(8) インターネットの正しい利用方法等についての啓発

ア 青少年に対する啓発

スマートフォンなどの普及に伴い、インターネットを介して青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、仲間同士でトラブルを引き起こしたり等、青少年の安全と安心が脅かされています。

そこで、学校、地域、警察等と連携し、セーフティ教室、広報紙、地域の懇談会等のあらゆる機会において、インターネットの危険性及び正しい利用方法等について、青少年に対して指導・啓発を行います。

イ 保護者に対する啓発

青少年がネット社会を健全に生きていくための能力を身に付けるためには、大人がその利便性、危険性などを理解し、それを教えていく必要があります。

そこで、保護者に対して、青少年のインターネット利用に関して関心や意識を高めるような啓発を行います。

また、日頃から親子のコミュニケーションを深め、インターネット利用に際してのルールづくりを話し合うなどの呼び掛けを行います。

(9) 地域社会との連携

地域社会の問題は、地域に生活する様々な人々がお互いに協力し、見守り、助け合うことが大切です。

今後も、地域の懇談会等を通じて、子どもに対するいじめ防止対策や虐待防止対策、各種防犯対策など子どもを取り巻く家庭、地域環境の整備に地域ぐるみで取り組みます。

また、様々な機会を通じて、他の模範となる様な取組についても、広くPRしていきます。

(10) 暴力団排除条例施行に伴う青少年の啓発

府中市暴力団排除条例に基づき、市、警察等と連携して暴力団対策に取り組んでいる中、青少年に対しても暴力団に加入することなく、暴力団による被害を受けることのないよう、指導・助言・啓発を行ないます。